

【翻訳】

『神はいのちの友：生命の保護に際しての要求と課題』

トビアス・バウアー 訳

Gott ist ein Freund des Lebens : Herausforderungen und Aufgaben beim Schutz des Lebens

übersetzt von Tobias BAUER

要旨

Der vorliegende Beitrag stellt die japanische Teilübersetzung des für die christliche Bioethikdiskussion in Deutschland richtungsweisenden Texts *Gott ist ein Freund des Lebens : Herausforderungen und Aufgaben beim Schutz des Lebens*, herausgegeben vom Kirchenamt der Evangelischen Kirche in Deutschland und dem Sekretariat der Deutschen Bischofskonferenz im Jahr 1989, dar. Übersetzt werden hier Kap. II „Besinnung auf die Botschaft der Bibel“ sowie Kap. III „Der Lebensraum Erde“.

キーワード：生命倫理(Bioethik)、医療倫理(Medizinethik)、環境倫理(Umweltethik)、ドイツ福音主義教会(Evangelische Kirche in Deutschland)、ドイツ・カトリック教会(Katholische Kirche in Deutschland)

ドイツにおける生命倫理の現状には他のヨーロッパ諸国や米国、日本と異なる点がいくつか見られる。その特徴の一つは、生命倫理論議において、宗教、つまりキリスト教信条だけではなく、組織としてのキリスト教諸教会も重要な役割を果たしている点である。キリスト教諸教会によって公にされた生命倫理諸問題に対する見解は多数あり、他の政治分野に対する見解と異なり、常にメディアによって様々な角度から注目されている。国家倫理評議会、生命倫理に関わる調査委員会、公聴会などには教会の代表者が必ず出席している。生命倫理のパネルディスカッションにも教会の代表者が必ずと言っても良いほど参加し、生命倫理の専門書にもキリスト教の立場が収録されていることが少なくない。ドイツの大学では、神学部が他の学部と同等に存在し、神学の視点からみた生命倫理諸問題の研究もさかに行われている。

本稿は、ドイツにおける生命倫理論議を完全に把握するために、また、ドイツの生命倫理を諸外国における生命倫理と比較するために、キリスト教ならびに同教会の役割を充分考慮に入れるべきであるとの確信のもとに行った、ドイツのキリスト教諸教会の生命倫理に対する基本的な声明の一部分の和訳である。現在、生命倫理に対して最も基本的な立場と方針を述べている声明は『神はいのちの友：生命の保護に際しての要求と課題』（Kirchenamt der Evangelischen Kirche in Deutschland und Sekretariat

der Deutschen Bischofskonferenz (Hrsg.), *Gott ist ein Freund des Lebens : Herausforderungen und Aufgaben beim Schutz des Lebens*. 1989)¹ である。これは、20年ほど前に公にされたものであるが、ドイツ福音主義教会（プロテスタント教会）とドイツ司教会議事務局（ローマ・カトリック教会）が共同で編集し、さらにドイツのキリスト教各宗派のいくつかがそれに与したもので、ドイツにおけるキリスト教の最も基本的なコンセンサスを表す共同見解であると思われる。『神はいのちの友』は、「いのち」が現在あらゆる場面において危機にさらされているとの認識のもとに、キリスト教徒のみならずキリスト教徒でない国民にも幅広く「いのち」、すなわち「いのちの保護」の大切さ、または、神は「いのちの友」² であるということへの理解を深めてもらい、現在の生命倫理論議にも貢献するという目的で公にされたものである。『神はいのちの友』は次のように構成されている。

第1章 賜物であるいのちの危機 (Gabe und Gefährdung des Lebens) — 神からの賜物であるいのちが現在どのような危機に晒されているかということの描写、また『神はいのちの友』の執筆目的の説明。

第2章 聖書が伝えるメッセージを沈思する (Besinnung auf die Botschaft der Bibel) — 聖書における「いのち」、またはそれに推論されるいのちに関する基本的な価値観をキリスト教徒ではない人々も賛成できるように詳述。

第3章 生の空間たる地球 (Der Lebensraum Erde) — 人間の生の空間である地球を包摂的に取り扱い、環境保護をドイツ基本法で保証することを要求。

第4章 人間のいのちが有する特別な尊厳 (Die besondere Würde des menschlichen Lebens) — 神の似姿である人間の特別な尊厳、すなわち人間には生きる権利が絶対的に備えられており、出生前のいのち、障害のあるいのちもその対象となることの主張。³

第5章 いのちの保護にあたる特別な責任範囲 (Bereiche besonderer Verantwortung für den Schutz des Lebens) — 教育、メディア、法秩序、研究・技術・経済、健康という5つの分野におけるいのちの保護についての具体的な要求の詳述。

第6章 人間のいのちの保護に関わる現在の挑戦 (Aktuelle Herausforderungen beim Schutz menschlichen Lebens) — 胚研究と母胎における出生前のいのち、障害のある人間のいのち、臓器移植、人生の末期という現在議論されている5つの問題に対するキリスト教の立場、現在の取り組み、またはキリスト教徒、国民、政治家、研究者への今後の要求の説明。

第7章 いのちの展望 (Die Zukunft des Lebens) — 結び

本稿は、聖書にみられるキリスト教的生命倫理の根拠と、その基礎的思想について論じている声明の第2章「聖書が伝えるメッセージを沈思する」(22-28頁) および環境倫理諸問題に対する基本的な

立場を詳述する第3章「生の空間たる地球」(28-38頁)の和訳である。⁴

Ⅱ. 聖書が伝えるメッセージを沈思する

目前の課題に直面すると、キリスト教徒は聖書に指針を求める。その際、かれらの原動力になるのは、こうして得られた認識に賛同できるのは、キリスト教徒には限らないという確信である。

言うまでもなく、いのちを守り抜くことは 一いずれにしても今日の先鋭化した状況にあっては一つの現代的な課題設定となっている。聖書がすべての生あるものに対する包括的な視点を知り尽くしているのは紛れもない事実ではあるが、(例えば、創世記8:21;詩編145:16「すべて命あるもの」⁵)、いのちへの圧倒的な脅威は今日とは異なるものであった(自然界の早魃現象、伝染病、戦争による地域的な荒廃や人口の減少)。とりわけ、人間自らが人間およびその他の多数の生きものの生命をひとまとめにして危険にさらすことも可能な権力手段を手中にすることも有り得るということは、想像を絶することであった。

それにも関わらず、いのち、即ち、いのちを保証し、保護することは、すぐれて聖書的なテーマである。このことは、神といのちが極めて緊密に結びつけて考えられていること自体から、生じてくるものである。

(1) 神こそいのち

いのちが存在し、存続するのは神あればこそである。いのちを生み出し、それを望み、そして保持するのは、神の他にはないからである。神とは、それ自らの内に生きるものであり、「命の源」(詩編36:10)であるが故に、生み出された、限りある自然界のいのちとはその質を異にするのである。神とその言葉に従う者には、聖書がいのちを約束している：「わたしを求めよ、そして生きよ」(アモス書5:4)(ルカによる福音書10:28;フィリピの信徒への手紙2:16参照)。いのちと神との結び付きは、新約聖書の中のヨハネの書いたものの中においてとりわけ明確に言い表されている。そこにおいて、キリストは自らをいのちと称し(ヨハネによる福音書11:25;14:6)、すべてのものが生み出される基となるいのちとして証言され、確認されている(ヨハネによる福音書1:3-4;ヨハネの手紙一1:2)。かくして、いのちとは、神のいのちに隈なく満ち満たされているが故に、自然のいのちを超えるものであることが明らかになる。人間が誰しも一つのすぐれて上質のいのちを憧れ求めているのは紛れもない事実である。だからこそ、自然のいのちが、最高かつ究極の価値を体現することは出来ないのである：「自分の命を救いたいと思う者は、それを失うが、わたしのために命を失う者は、それを救うのである」(ルカによる福音書9:24;ヨハネによる福音書12:24-25)というのは、キリストの弟子への言葉である。

(2) いのちの創造者としての神

神がいのちの源泉であることは、聖書の中に、いのちの保証という経験に即して根本的な形で言い表されている：「ものみながあなたに目を注いで待ち望むと／あなたはときに応じて食べ物をくださいます。／すべて命あるものに向って御手を開き／望みを満足させてくださいます。」(詩編145:15-16)。この点で、人間はその他のいのちと共存するいのちであり、その領域は他のいのちの領域のう

ちの一つなのである。

すべてのいのちと同様に、人間のいのちにも固有の活力があり、社会的な広がりや備わっている。人間のいのちは、同胞による受け入れを必要とする。倫理的に考察した場合において、いのちが一つの善と一つの価値を具現しているのは、人間によって受け入れられていることに依るのではないことは断るまでもない。いずれの生きものも、神によって受け入れられるが故に、固有の価値と意味を得るのである。

偉大な天地創造の詩篇104は、自然界を、創造者の絶えざる配慮という広範にわたる出来事として描き出しているが、その自然界とは、すべてのいのちに先んじて常にすでに与えられているものであり、すべての生きものにとっての生きる空間、生きる手立て、生きる期限を保証するものとなっている。創世記1-2の創造物語は両者とも、意味の上からは、同じ内容を述べている。というのも、それらは、過去の出来事についての物語という体裁を取りながら、現に存在しているもの、これから存在するはずのものへの根拠を証言しているからである。ここで詳述されているのは、永久に与えられて効力があること、つまり、生けるものが恒常的に、しかも否応なく出来事となり、そうであり続けるという奇蹟である。世界の創造およびいのちの保持についての旧約聖書の記述は（対応する古代オリエンツのテキストを背景に置いてみると）、部分的には、生の空間および生の可能性が混沌の中から強引に奪取されたものであり、混沌に対置して維持されているというイメージによって規定されている。ここには、無秩序と混沌の持つ強力な諸力を目の当たりにすれば、生を保証する地上の存在は一つの奇蹟であり、賛嘆を催させずにはおかないという、今日の世界認識にとっても今なお重要で有効な生命感情が表現されている。生あるものはすべて神に頼らざるを得ないということに合致するのは、神を賛美せよという神の命である：「主に造られたものはすべて、主をたたえよ／主の統治されることの、どこにあっても」（詩編103：22）。いのちの満ち溢れる全宇宙こそ、創造者への賛美に他ならない（詩編8：148）。

（3）いのちを破壊する脅威

目の前に広がる世界は、その実際上の状況はもはや「極めて良（い）」（創世記1：31）とは言い難いにもかかわらず、いのちを保証し、創造者をほめたたえている。聖書は、自然のいのちおよび生あるものの共生が深部に至るまで阻害されているという見方に規定されている。聖書は、いのちを阻害し破壊する脅威を罪という概念で呼ぶが、罪と死とは密接不可分のものなのである（ローマの信徒への手紙6：23）。罪には、様々な名称や形姿が伴っているが、自分自身のために生き（コリントの信徒への手紙25：15）、むなしい心で生き（エフェソの信徒への手紙4：17-19）、肉に従って生き（ローマの信徒への手紙8：13；ガラテヤの信徒への手紙5：16-18）、神に対して反抗的に生きる（申命記30：15-17）こと、これは常に、被造物としての限度をわきまえない無思慮と思いがかりに関わることである。創世記3の人間の「墮落」の物語は、単にはるかな昔の出来事を伝えるに止まらず、この中には、経験世界の基本的な実情を示唆するものともなっている。即ち、この物語は、いのちを阻害し破壊する根源を、人間が神のようになりたいと欲し、自分および自分と共存するものにとって有益なことを自分で決定したいという誘惑に負けるものであるという事情の中に見ている（創世記3：5）。人間は、自分にいのちとそのいのちを保証する世界を与えてくれた神に指針を求める代わりに、自分自身および自分勝手な想念や規定や利害に頼っているのである。

(4) 神はいのちを加護し給う

罪とその破壊的な結果にもかかわらず、地上のいのちは維持され続けている。なぜならば、神がいのちを加護し給うているからである。すでに太初物語において（創世記1-12:3）、聖書は、災いが増大し、いのちの減少とか破壊が進行していく現象に抗して、神がいのちを保持し、祝福をもたらす諸々の力を対置する様子を明らかにしている。ノアの洪水の物語の最後では、神自らの執心のことが伝えられており、それによって、この地上が存続する限り、このような広範囲に及ぶいのちの破壊が二度と再び起るはずはないという確信が生じてくるのである：「人に対して大地を呪うことは二度とすまい。人が心に思うことは、幼いときから悪いのだ。（…）地の続くかぎり、種蒔きも刈り入れも／寒さも暑さも、夏も冬も／昼も夜も、やむことはない。」（創世記8:21-22）。これらの節は、底知れぬほど深いものではあるが、妥当な認識を的確に言い表している。つまり、人間は、人間である限り、「幼いときから悪い」ままではあるのだが、神はそれとは別の結論を導き出し、このような破壊は二度と起らないだろうと明言した末に、そのことをノアとの契約による虹という象徴を用いて裏付けしているのである（創世記9:8-10）。

神がすべての生けるものを愛し、労わっているという信頼は、古代イスラエルの後期のテキストにおいて再度極めて強烈な形で表現されている：「あなたは存在するものすべてを愛し、／お造りになったものを何一つ嫌われない。／憎んでおられるのなら、造られなかったはずだ。／あなたがお望みにならないのに存続し、／あなたが呼び出されないのに存在するものが／果たしてあるだろうか。／命を愛される主よ、すべてはあなたのもの、／あなたはすべてをいとおしまれる。／あなたの不滅の霊がすべてのものの中にある」（知恵の書11:24-12:1）。

神を「いのちの友」と呼びはしても、聖書がいのちの諸現象の厳しくも愕然とさせる現実に対して冷静な視線を失わずにいるのは無論である。いのちは常に、他のいのちを犠牲にして生きていく。創世記1の「極めて良（い）」被造の世界では、動物と人間たちには、植物のいのちが糧として割り当てられている（創世記1:29-30）。悪しきものの侵入に彩られているこの目の前に広がる世界にあっては、生きものの中には敵意が支配していて、狼は子羊を餌食にし、動物たちは人間の糧となるべく屠殺されるどころか、人間たち同士でさえ殺し合う始末である。それはともかく、聖書の太初物語は、植物および動物のいのちが、人間の意のままになるのは決して自明のことではないということを極めて明確にしている。他のいのちへの侵害には、神による特別な許可と権限の賦与が必要であることは、動物および人間の糧という視点から、創世記1:29-30および創世記9:2-3において見られる通りである。他の人間のいのちに対する侵害は原則的に神の秩序に反している。それゆえに、それは制裁という威嚇を受けるのであり（創世記9:5-6）、「殺してはならない。」⁶ という十戒の第5戒（第6戒）は絶対的な要求なのである。

いのちの友としての神の御業は人間の営為の中において叶えられるべきである。この点で、第5戒（第6戒）はぎりぎりの限度を示しているに過ぎない。活気あらしめる霊の所産とは、愛、平和、善意、誠実、柔和、正義であるが（ガラテヤの信徒への手紙5:22-23；エフェソの信徒への手紙5:9）、それらは、生あるものすべてとの交わりにおいて実証されなければならない。それゆえに、旧約聖書においても、人間の動物に対する関係について、以下のように述べられているのである：「神に従う人は家畜の求めるものすら知っている。／神に逆らう者は同情すら残酷だ」（箴言12:10）。

(5) 被造物としてのいのちの制約性

被造物としてのいのちにはすべて制約があり、無常である。聖書は原理的には、これを以っていのちの欠如だとは見なさない。「極めて良 (い)」被造の世界においても、死すべき定めは人間のいのちの属性となっている (創世記2:9; 創世記3:22)。罪の報い (創世記3:14-19) の中には、死なざるを得ないことそれ自体は表されていない。被造物としての諸々の制約の下にありながら、そもそも死すべき定めを免れたいという願望は、何よりもまず、罪に目のくらんだ人間の妄想である (創世記3:22)。なるほど、この目前の世界においても、死が自然の限界としてころ安らかに、かつ納得づくで受け入れられるという経験はまだ存在してはいるが (「長寿を全うして息を引き取り、満ち足りて死 (ぬ)」創世記25:8)、しかし、罪によって乱されたこの世においては、人間のいのちは常に本来の使命に後れを取るために、死は今、悲痛な中断、いのちの破滅として受け止められるのである。死は罪に刻印されているがゆえに (ローマの信徒への手紙5:12-14; 6:23)、人は神と分離させられ、死および死に至らしめるあらゆるものから超然としているいのち、つまり、神から分け与えられたいのちを通して死を乗り越えることを必要とするのである。これに加えて、「悪き死」という経験があるが、これは、通常の生存期間を基準にすると早すぎる死、あるいは、苦悩を伴う死のことである。こういったことから、死を免れたいとか、先に延ばしたいという願望が生じてくる。いのちのはかなさに思いを致すべきであることを明確に思い出させる聖書の言葉は、こうしたことを念頭に置いて読むべきである：「教えてください、主よ、わたしの行く末を／わたしの生涯はどれ程のものか／いかにわたしがはかないものか、悟るように」(詩編39:5) (詩編90; ヨブ記14:1-3を参照)。

(6) 被造物のためいきとうめき声

新約聖書は、被造物の苦難の状況と、いのちが減少し侵害されている諸相を希望という見地から見ている。このことが最も印象的に見られるのは、パウロのローマの信徒への手紙の第8章においてである：「被造物は、神の子たちの現れるのを切に待ち望んでいます。被造物は虚無に服していますが、それは、自分の意志によるものではなく、服従させた方の意志によるものであり、同時に希望も持っています。つまり、被造物も、いつか滅びへの隷属から解放されて、神の子供たちの栄光に輝く自由にあずかれるからです。被造物がすべて今日まで、共にうめき、共に産みの苦しみを味わっていることを、わたしたちは知っています」(ローマの信徒への手紙8:19-22)。

これらの節を読めば、次のことが明らかになる。新約聖書、とりわけ、時として個として人間および個々の救済だけに即した姿勢が想定されているパウロの手紙は、被造物と生命界全体を視野に入れて、被造物の世界の状況は不自由、むなしさ、うめきと恋い焦がれる待望の中にある存在と認定されているが、人間の救済と被造物全体の救済との間には一つのつながりが存するのである。そこからは、人間は、人間以外の被造物の状況における転回を自らの力ではもたらすことはできないという結論も導き出される。現代のキリスト教徒の忍耐に対応するのは、被造物の待望とためいきであるが、両者とも希望の一つの形態なのである。しかし、人間の生においては、近づき来る救済の始まりと前触れが存在するのと同様に (例えば、コリントの信徒への手紙2:5:17-19; ガラテヤの信徒への手紙5:16-18; エフェソの信徒への手紙4:17-19)、新たな被造物が生命界全体においても、人間の適切な行いと振る舞いによって象徴的に見えてくることもあり得るのである。

(7) 永遠のいのち

目の前に存在するいのちは、あらゆる侵害にも関わらず、豊かで多様な姿を見せてはいても、有り余るいのちの全貌を示すものとは言えない。神そのものが「いのち」、もしくは「いのちの源」と名付けられていることについては、すでに触れた通りである。かくして、聖書は自然の、被造物のいのちを超えた、永遠のいのちという現実を知り尽くしているのである（例えば、マタイによる福音書19：16、ヨハネによる福音書10：28、ガラテヤの信徒への手紙6：8、テモテへの手紙一6：12）。個々のいのちが末永く救済されることに対する希望は、すでにいくつかの旧約聖書の後期のテキストにおいて、浮き彫りになっている（例えば、詩編49：16；73：23-26、ダニエル書12：2）。永遠のいのちが、「その後のいのち」を超えたものであることは言うまでもない。それは、キリストの復活によって、死の支配から解放され、キリストへの信仰においてすでに今現在に至っても生きて働いているいのちのことである。それは、いのちに対する神の誠意を頼りにし、いかなる重荷や危機の中にあっても、死に対する生の勝利への希望を捨てず、神との永遠の連帯の中で成就するものである。永遠のいのちとは、究極的には、神のいのちが隅々にまで満ち満ちていることに参画することである。即ち、信仰においてキリストと結びついている人間は、すでに今から、この豊穡さの中から生まれ出て、その中において生き始めるというわけである（例えば、ヨハネによる福音書3：15、ローマの信徒への手紙6：23、フィリピの信徒への手紙1：21）。永遠のいのちへの信仰においては、目の前の自然のいのちの最後から二番目のものが、神の現実の究極のものを取り違えられることはない：「この世の生活でキリストに望みをかけているだけだとすれば、わたしたちはすべての人の中で最も惨めな者です」（コリントの信徒への手紙一15：19）。

Ⅲ. 生の空間たる地球

(1) 感嘆を体得する

「我々の理解することが正確になればなるほど、感嘆は大きくなっていくべきである」という文章は、ピアニストであるアルフレート・ブレンデルのものである。この一文は、生の空間たる地球に対する人間の認識についても当てはまる。生の現象が正確に解き明かされればされるほど、この現象は賛嘆へのきっかけとなっていく。われわれが森のような複雑な生態系にしる、有機体の遺伝情報の自己発展および継承にしる、あるいは受精した卵細胞から新生児、更にその後の成長に至る人間の十全な発育について考えるにしる、前進して止まない科学的知見と解明は、必ずしもこの不可思議の謎を解く効果を持つとは限らず、それはむしろ、驚嘆を一層大きくすることに寄与し得る。

生命の科学的究明は、断るまでもなく、人間がそれを意のままにし、操作できるという結果ももたらしめている。感謝し感嘆しながら観察する代わりに、実利中心の手出しが幅を利かせるようになっていく。人間が人間以外の生命を利用することは、それ自体としては、問題とするに当たらない。「手つかずのまま」の自然が単に生長するままにしておくことを要求すべきではなく、自然を開発して造り変えるのは、人間の生活、そして生命の全体的関連を促すのにふさわしいことである。しかしながら、複雑な生命現象とその相互依存関係に対する十分な配慮を欠いたままの自由気ままな処理や、実利中心の手出しが頻々と起っている。そうになると、現在、われわれが諸種の生態系の毀損で直面している如く、生命というきめ細かい網目に綻びが生じてくることになる。生命という諸現象を目の前に

して驚嘆することは、一過性の感情に留まっただけではなく、それは学び取られ、世界に対する持続的な態度として、行動と振る舞いを規定するものでなければならない。この要請は、特に科学的・技術的な仕事をしている人々、あるいは経済的、政治的決定に関わり合う人々に向けられる。しかし、何よりも、人材育成と教育の分野において、感嘆を体得する能力がひととき強調されなければならない。

いのちを賛嘆の思いで認識する人間たちの場合においては、かれらがそのいのちに一層の敬意と畏怖の念で接することに期待するには根拠がある。とりわけアルベルト・シュバイツァーの名前と関係づけられる「いのちに対する畏怖の念」という原理は、必ずしも人間以外のいのちを利用することに対する関心と矛盾するものではないが、それを矯正し、歯止めをかけるのに与かって大いに力がある。この関連はその他にも、旧約聖書や多くの宗教に見られる犠牲という観点を改めて見直すための示唆を与えてくれる。即ち、動物および植物界の初子が神に感謝の供物として捧げられることによって、いのちという贈り物に対する感謝の思いが生き生きと抱きつづけられ、それと同時に、いのちの表れを単に人間の恣意によって利用するという視点から眺めるという姿勢に対する防波堤となるのである。同様のことは、ユダヤ教の安息日やキリスト教の日曜日という制度、および旧約聖書において見られる定期的の休閑期、負債の返済、債務奴隷制の解放（レビ記25）というコンセプトについても言える。これらの制度やコンセプトは、いのちを別の視点から見る認識のあり方を証明するものである。

（2）暗い側面と神の誠意

生命のもつ秩序、合目的性、そして美を目の当たりにして驚嘆することを学び取り、効果あらしめることがいかに不可欠なものであるからといって、そのことが、生命が美化され、理想化されることを意味することは許されない。すべての生命は、狭い枠内で生かされている。これによって、競争、攻撃、生存競争が生じてくる。被造物の生命には、暗い側面がある。生命を特徴づけるものの中には、「極めて良（い）」創造と、人間においては罪として効き目を発揮する破壊的な力との矛盾がある。かくして、万物は、良き生と侵害された、もしくは完璧に破壊された生、無傷の生とそうでない生という緊張関係の中に置かれている。

有限であり制約されていること自体は、それだけではまだ、罪によって侵害され、疎外された生の表れとは言えない。種々さまざまな生きものの能力と可能性は、その自然の資質によって規定され、人間の場合においても、それは限定的に改変され、拡大され得るに過ぎない。生成と消滅は生の過程の基本要素である。死ぬことは、聖書の述べるところに即して例示した通り（26-27頁）⁷、人間の生の一部でもあるが、しかし、この世という条件の下では、恐ろしい災厄という性格を帯びてくる。

生に伴うこの不気味な側面は、死ぬことを別にしても、諸々の広範な現象の中で明らかになる。例えば、極度の気候現象、荒廃をもたらす自然災害、有害生物、病原体、遺伝欠陥、苦痛等々がこれである。

生の侵害と疎外という経験は、われわれを追い詰めるような形で先鋭化してくることがある。そこから、個人的存在にとって、生の意義についての疑い、生への嫌気、神からの疎遠が生じてくる。それ以上に、現代における強大な生の危機は、多くの人々に、地球という惑星上の生の脅威が優勢になることはないのか、また、それゆえに、長期的な視点から見れば、被造物の生にはそもそもまだ未来があるのかどうか、という疑問を呼び覚ますに至った。

数多くの生の侵害は説明がつかず、謎めいたままである。しかるに他方では、それは、人間の邪まな行為の直接的、あるいは、いくつかの中間項を媒介した結果とも解釈され、理解され得る。罪のもつ破壊的な威力は、人間においては、生命の否定と無関心、憎悪と敵意、不遜な自己過信とエゴイズム、結局のところ、神とそのいのちの言葉に代わって、自分自らがでっち上げ、自ら定めた基準に指針を求めるといって現れる。

生の暗い側面を見れば、被造物のいのちは救済に頼らざるを得ないことが認識されてくる。信仰とは、神がその手による御業を見捨てたままにはしないこと、そして、神によってこの世の中にもたらされた秩序は、混沌の破壊的な諸力に対しても揺るぎがないという信頼の上に立っている。他ならぬキリストの到来は、新訳聖書において、神によって創造された世界に対する神の愛と誠意と解釈される：「神が御子を世に遣わされたのは、世を裁くためではなく、御子によって世が救われるためである」（ヨハネによる福音書 3：17）；「神の約束は、ことごとくこの方において「然り」となったからです」（コリントの信徒への手紙二 1：20）。この視点は人間の心に、思いと愛と想像力と行動力と断念に傾く意向を鼓舞して、冷静ながらも粘り強く、為すべきことを果たして、創造主自らがこの被造物にまだ時を貸し給う限りは、神の創造された世界が人間の介入によって破壊されることはない、という方向を目指すように導くことができるものである。

（3）人間への委託—開墾と保持

キリスト教の信仰は、創造された世界といのちを、予め与えられた侵すべからざるものとは見なさない。それどころか、地球は、「開墾」し「保持」する（創世記 2：15）⁸、つまり、手入れをして活用し、開墾し、形を整えるために人間に委ねられている生活空間と解するのである。かくして、異なるいのちへの侵害は、合法と認められると同時に制限されている。

これによって、人間には、自然や他の生きものに対する特殊な地位が容認され、期待されていることになる。このことは、既に次のような現象学上の所見と一致する。即ち、人間は高等動物と比較して、その生物学的な衝動構造によって特定の生存目標に向かうように拘束されている度合いが少ないのである。それゆえ、人間は環境の中に埋没することではなく、自らの世界を作り出していくのである。その際、合理的で先見性のある立案とか、言語によるコミュニケーションの能力が重要な役割を演じる。他の生きものと違って人間は、運命的に予め与えられた条件に応じて行動し、それに適応し、一方ではまた、それに手を加えて、我が物にすることもできる。人間においては、自分の周りを取り囲む生命が我が物となり、それが自覚され、自分に委ねられていると思い知らされる。自分自身の生命のみならず、その他のすべての生命に対しても行動し、振る舞うことができるという人間の特権こそ、人間の自律、自己決定の核心なのである。但し、それは、絶対的なものではなく、神の前で周囲の世界、および共存するものに対して責任を持つという関係にある。

天地創造の最初の報告（創世記 1：28）は、詩編 8 と同様に、人間の支配的地位についてはっきりと伝えている。「開墾し保持する」（創世記 2：15）⁹ という慣用語は、その支配思想を修正するものではなく、その真意を解き明かすものである。生命を持ち、また生命を持たない自然に対する人間の行動は常に、開墾し保持する場合においても、その支配権を実践することである。それ故、人間の他の生きものに対する関係を協調関係の一つと捉えることも、過ちを犯すことになる。目の前にあるこの世界の秩序の中で（創世記 1 - 2：創世記 9）、人間には、予め与えられた世界を、他の生命を侵

害しながら作り変え、その際たとえば木を切り倒し、木材を加工し、交通および給水網を整備し、動物を飼育し、調教したり人間の食用のために屠殺するという権限が神によって与えられている。基本的には、技術と工業化は、それに伴う自然の改変にもかかわらず、被造物における人間の役割を描く聖書の記述の方向と矛盾することはない。好奇心と豊かな独創性を伴った人間の知力も、神からの良き贈り物である。しかしそれが捻じ曲げられて、神と生命に反する形で用いられることもあり得る。科学と技術が具現する誘惑、あるいは、そういった科学や技術が繰り返し招来し、今も見られる他ならぬ過度の宗教的な盛り上がりには、更に批判的な分析が求められる（以下の記述、および57-59頁を参照¹⁰）。しかし、聖書の伝承には、科学と技術を最初から疑ってみるとか、そもそも科学と技術に対して敵対的な態度をとるといった根拠は示されていない。過去何世紀にもわたって、科学と技術の面で発見が行われ、発展が促されてきたが、それは数え切れないほどの人間に祝福に満ちた成果をもたらすことになった。これに関しては、機械の投入による過酷きわまりない肉体労働の解消、人造肥料による農業収量の増大、あるいは大半の疫病や伝染病の克服を思い出すだけで十分であろう。現今の深刻な環境破壊も、科学や技術を敵視するのではなく、科学およびより一層の知的で環境に優しい技術の助けによってのみ克服され得るものと思われる。

しかしながら、創世記1と詩編8の支配に関する証言は、しばしば自然の搾取と抑圧という方向に曲解され、そういう解釈に添って実践されてきた。科学と技術の発展は力を行使する道具を生み出したが、それには魅惑的な可能性が秘められていて、それが天然資源を人間の都合のために消費するか改変させようという、絶えざる刺激を与える基となっている。これに対して、「開墾し保持する」という慣用句は、支配のあり方に関する重要で、きめ細かな規定を含む解釈となっている。この支配とは、すなわち、神の創造者としての御業という枠内で、すべてのいのちの利益のために行われる、つまり地上のいのちに役立つものでなければならない。それ故に、人間には自然界との交わりにおいて、自らの生を永らえ、享受するためにあらゆることが開かれているのであるが、但し、それは、人間が自身の行動の結果を人間的な洞察という尺度に従って検証し、他の人間および将来の世代の生活世界の所与の被造物としての質を破壊せず、他の生きものに、現在および将来にわたって生命と生の可能性を保証し、その自律した生きる権利を守り続けるという条件が付く。人間以外の生命を殺害するのは、生存の必要を補い、危険から身を守ることに限定されるべきである。

このような基準から見て、今日の生活様式と技術および産業上の生産とその結果に対して、深刻な問いが投げかけられている。例えば、無計画な住宅地造成による破壊や交通の発展が大規模に広がった結果、自然の環境への著しい侵害という高いツケを払わされることになり、人間自身にもしかかる重荷となっている。近年の技術の発展の中でも、特に原子力開発技術と遺伝子工学という二つに対しては、多くのキリスト教徒の批判の矛先が向けられている。原子力開発技術によってもたらされた途方もないエネルギーの潜勢力に匹敵するのが、遺伝子工学によって可能にされ、あるいは目指された、人間以外の生命体のみならず、人間自身の遺伝型への急速かつ的を絞った侵害の能力である。原子力開発技術にしる遺伝子工学にしる、それ自体は悪いものではない。それらの技術によって被造物が、特に原子力開発技術の軍事的使用によって実証された通り、罪の破壊的な力、生命軽視、人間の不遜な自己過信、権力志向、あるいは利益追求によって殊のほか危険に晒されているのは多言を要しない。

a) 原子力開発技術の民間使用に関しては、目下、その倫理的評価において教会および（おそらくそ

れを超えた) 広汎に及ぶコンセンサスがはっきり認められる。

- ・今日、導入された原子力エネルギー開発技術には、深刻な社会的、技術的、生態学的、健康的かつ軍事的な危険が絡み合っている。従って、これらの技術は現在の認識レベルに即して言えば、人類のエネルギー供給問題における過渡的な解決策を意味するに過ぎない。「小さい」高温ガス冷却炉の開発や核分裂によるエネルギー獲得におけるその他の開発が、ともかくも現状の部分的な見直しにでもつながるかどうかが、今のところまだ予断を許さないのである。
- ・核融合には並外れた可能性があり、その際、甚大な事故に関して安全を脅かす危険性は核分裂の場合よりはるかに少ないように思われる。しかし、核融合の開発は極めて困難で、手間がかかるものである。
- ・現在の形態のまま原子力エネルギー獲得を代替するという目標が、化石燃料（つまり石炭、石油、天然ガス）を燃焼させることによって、環境に余分な負担をかけるのを甘受することによって達せられるようなものであってはならない。化石燃料は、排煙ガスの放出によって環境および人間の健康に負担をかけるが、特に二酸化炭素による負担は地球規模の気候変動という危険を招く。その際のさし迫っている生態学的、経済的および社会的な破局を避けるためには、現在の知見では、化石燃料の消費がここ数十年足らずの間に大幅に減少させなければならない。この目的の達成には、責任を負うことの可能なエネルギー獲得の可能性をことごとく投入し、合理的なエネルギー利用への努力が精力的に強化されなければならない。太陽、水、風などの再生可能なエネルギー源のポテンシャルを可能な限り活用するためには、それらのエネルギー源が強力に開発され、その応用方法がさらに展開され、導入されていかなければならない。むしろ、このエネルギー形態の寄与は、現今の知見では、今後数十年の間は比較的限定されたものに留まるだろう。
- ・地球規模のエネルギー消費は、人口増加という問題と密接に結び付いている。現在のところ、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの未発展の国々には、世界人口の75パーセント以上が住んでいて、2025年にはそれは80パーセント以上になるだろう。この人口増加の上昇にブレーキをかけようとするればこそ、増大する一方のエネルギー需要が生じてくるであろう。なぜならば、人口増加を長期的に制限することは、一つの国における社会的環境が高められた結果、将来に対する不安が減少し、教育水準が上ってくる場合にのみ、可能となるものだからである。地球規模のエネルギー消費を全体として増加させないというのであれば、未発展の国々におけるエネルギー需要の増大を満たすことは、現在全世界のエネルギー消費の80パーセントに達している工業国のエネルギー消費がそれ相当に下げられる場合においてのみ、可能となる。これこそが、スケールの大きな公正を創出することと、被造の世界を守り続ける必然性が互いに結び付けられる唯一の将来への展望である。
- ・考慮に入れられるべき視点を総和してみれば、次のような二つの基本的な認識につながっていく。即ち、人類は現在、主に、人間の生命と生命全体を脅かしているエネルギーを利用することによって生きている。更に、エネルギーの濫費は、人類の最大の挑戦の一つを意味するものである。あらゆるエネルギー政策上の措置の中で、その筆頭に位置づけなければならないのは、エネルギー消費の削減である。そのためには、政治的枠組みの変更、改良された技術の開発、異なるライフスタイルの形成が必要である。その際の決定的な試金石となるのが、エネルギー消費の削減には、どのような方法、どのような方策が適切であるかという問題である。経済成長に関する目標設定、および経済全般のあり方は、今後ますます、責任あるエネルギー確保には限度があることを基にして方向

付けられなければならないのである。

b) 遺伝子工学に関して、諸教会における倫理的な判定は、ようやく一つの一義的な結論に達した段階である。それは、人間における遺伝子治療の計画に対しては、原則的な留保が存在する、というものである。即ち、将来的に技術上可能となり得る遺伝子組み換えや、その他の人間の胚細胞への侵害は、倫理的な理由から正当化できないのである。これに加えて、これは、人間の胚を「消耗品として」、もしくは実験的な研究という支えがあつてのみ開発されるものであり、それを断固として拒否する理由については、後に(63-65頁¹¹⁾ 詳細に述べることにする。また優生学的な風潮のはらむ危険についても後述する(101-102頁¹²⁾。人間以外の応用範囲における遺伝子工学の問題は、先ず第一に、現に見られる発展のスピードから生じている。ゆるやかに進行する生命の進化と違って、遺伝子工学とその地球規模の応用によって引き起こされた変化は比較にならないほど早く進行するので、遺伝子工学のその早い発展をそれによって引き起こされた結果に関する経験には、対応できないか、不十分な対応しかできないため、見積もり難い危険を伴うことになる。例えば医学的診断学や薬物の製造においては、当初の目覚ましい成果や前途有望な開発計画が存在するのは事実である。しかし、微生物、植物、あるいは動物の遺伝子工学的変化についてのさまざまなプロジェクトの予告された、もしくは推測された利得については、それに伴って起こり得る付随的、かつ結果的作用に細心の考量が払われなければならないのは言うまでもない。例えば、次のようなことが問い正されねばならない。これによって、必要かつ進化上有利な種の多様性が後々まで損なわれることはないのか？未発展の国々は、高度に工業化し、テクノロジー的に最も進化した国々に、一層深く依存するようになることはないのか？約言すれば、遺伝子工学によって、次のような切実な疑問が浮かび上がってくる。我々は如何に生きようとしているのか？我々は何のために一つの技術的發展の副次的結果を甘受させられなければならないのか？守るに値する人間の人間らしさ、自然の自然らしさとは何なのか？我々は断念することもできるのか？

諸教会とキリスト教徒は、科学、技術、経済の代表者たちとの対話の道を探らなければならない。このような対話は、両者の側に新たな、これまで諸般の事情によって疎かにされてきた視点を切り開くことになるであろう。科学・技術の発展過程を制御する法律および行政上の可能性は限定されたものである。研究と技術上の応用に携わる人々の倫理的な基本信条が特別な重みを持つゆえんである。

(4) 人間の同胞たる被造物の固有の価値

人間の同胞たる被造物のことを、単に、しかも真っ先に、人間にとっての利用価値という視点から眺めることは許されるものではない。人間には、植物や動物の生命を食用や扶養や娯楽のために利用し、消費することが合法的に認められているのは事実であるが、だからと言って、これらの被造物は人間にとって利用価値があるために生まれ出てくるものではない。花は、それを見て人間が楽しむという目的のためだけに存在するのではない。鶏は、人間の食料提供のための単なる産卵機械なのではない。多くの植物や動物はそもそも、明確に見分けられ、名指しされるような、人間にとって直接に利益となるようなものは持ち合わせていないのである。下等の生命体を含む植物や動物の生命は、何よりも先ず、人間と共存する他の生きものたちや、生命の過程全般にとっての利用価値を有している。これを考えただけでも、人間は自然との交わりにおいてきめ細かい配慮を要することが分かるはずである。人間は自分の利害ばかりに準拠してはならず、他の生命の生存可能性に対して及ぼす影響も合

わせて考えなければならない。しかし、何は置いてもまず、人間の同胞たる被造物は、その利用価値とは関わりなく、固有の価値を備えているのであるが、それはつまり、かれらは創造者としての神に関係づけられ、神のいのちに関わり合い、神を賛美すべく定められているということに他ならない。固有の価値と意義を持つということは、個々の生きものや個々の種が残らず存続されねばならないことを意味するわけではない。しかし、固有の価値という考え方が広く認知されれば、それは、人間以外の生命は人間が意のままに利用できる資源や処分財源の塊り以外の何物でもないという姿勢に歯止めをかけ、それを正すことに役立つはずである。

人間の同胞たる被造物の固有の価値という問題は、環境保護を基本法の中に定着させることをめぐる当面の議論と結びついているものである。¹³ 福音主義教会とカトリック教会は、国家目的の定式化に際して、環境保護を人間の自然的生存の基盤に位置づけるのではなく、神の創造に対する責任から、一層包括的に、生命の自然的基盤の保護、あるいは自然と環境の保護について強調することを支持すると声明した。両教会は、この点でかれらの意思表示を改めて強調している。なぜならば、人間以外の生命の固有の価値を顧慮しない国家目的のいかなる定式化も、将来的には、人間の利害とその権利を守るためにその都度必要とみなされ、しかも被造物全体の生存に不可欠な多様性を脅かすような侵害を正当化する口実になり得るからである。諸教会の立場や同様の方向に向かう提案から、個々の生きものに対する保護要求を読み取るのは的外れである。保護すべきなのは、生きものの必然的な多様性を保証する生存の可能性なのである。環境政策に関わるいかなる決定においても、人間の利用志向と、当該の人間以外の生命の固有の価値が十分に比較考量されなければならない。事の成否は、まさにこの考量への止むに止まれぬ熱意一つにかかっているのである。

(付記)

本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）の研究課題「ドイツの生命倫理論議にみられるキリスト教ならびに同教会の果たす役割に関する研究」（課題研究番号19720016、研究代表者：トビアス・パウアー）の成果の一部である。

- 1 本声明は、1989年にグュータスロー出版などにより刊行されたが、ドイツ福音主義教会（Evangelische Kirche in Deutschland EKD）のホームページにも掲載されている（URL: <http://www.ekd.de/EKD-Texte/44678.html>）。本翻訳は、上記のホームページ掲載のテキストを訳の原本とする。
- 2 知恵の書11：26による。
- 3 第4章の和訳としては、Tobias Bauer訳、「ドイツ福音主義教会宗務局・ドイツ司教会議事務局編（1989年）、『神はいのちの友：生命の保護に際しての要求と課題』、（39-52頁）」、平成18年度科学研究費補助金 基盤研究B No.18320008 研究グループ編『生命倫理研究資料集：生命の尊厳をめぐるアメリカ対ヨーロッパの対立状況と対立克服のための方法論的研究』、228-242、2007年3月刊行がある。
- 4 本翻訳にあたっては、ドイツ福音主義教会宗務局局长Dr. Hermann Barthの承諾を得ている（2007年9月3日付）。
- 5 聖書からの引用はすべて共同訳聖書実行委員会訳（2003）『聖書：新共同訳：旧訳聖書続編つき』、日本聖書協会、によるものである。また、本翻訳に付けられた注はすべて訳者によるものである。

- 6 出エジプト記20：13および申命記5：17による。
- 7 第2章「聖書が伝えるメッセージを沈思する」、第5節「被造物としてのいのちの制約性」のこと。
- 8 「主なる神は人を連れて来て、エデンの園に住ませ、人がそこを耕し、守るようにされた。」
- 9 注8を参照。
- 10 第5章「いのちの保護にあたる特別な責任範囲」第4節「研究・技術・経済」
- 11 第6章「人間のいのちの保護に関わる現在の挑戦」第1節「胚研究」
- 12 第6章「人間のいのちの保護に関わる現在の挑戦」第3節「障害のある人たちのいのち」i)「優生学的な風潮」
- 13 1994年に、ドイツ連邦共和国基本法が改正され、第20 a 条が導入されることによって、環境保護が国家目標として規定された。更に、2002年には、この基本法の第20 a 条に、「動物保護」が新たに追加された：「第20 a 条（自然的生活基盤の保護義務）国は、来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的生存基盤および動物を保護する。」（樋口陽一・吉田善明編（2001）『解説 世界憲法集 第4版』、三省堂、199頁、および、渡邊斉志（2002）「ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入」、『外国の立法』214号、181頁による。）